

# 大阪府石油コンビナート等防災計画修正の概要

## 修正の方針

- 地域防災計画との整合を図り、東日本大震災を教訓として、最大レベルの津波（暫定的に津波の高さを従前の 2 倍）を想定し、避難対策や 2 次災害の防止を中心とした津波への対応の強化を図る。
- 今後、中央防災会議の被害想定や、大阪府が平成 24 年度に実施する「危険物施設等の被災による影響調査」の結果等を踏まえて、順次必要な改訂を行う。

## 主な内容

### (1) 津波想定の改正（第 3 章第 1、3 節）

暫定的に津波の高さを、これまで(平成 17 年想定)の 2 倍とする

これにより堺泉北臨海地区に加え、大阪北港、関西空港、岬の 3 地区も  
浸水対策が必要

### (2) 特別防災区域内事業所による津波避難対策

(第 2 章第 2 節、第 4 章第 3、5、6 節、第 5 章第 6 節、第 7 章第 1～6 節)

- ・これまでの堺泉北臨海地区に加え、津波による浸水が想定される大阪北港・関西空港・岬の特別防災区域内事業所は、津波避難計画を作成する（特定事業所+特別防災区域内事業所）
- ・津波被害想定区域が防潮堤より内陸側に広がるため、各事業所は自社内に従業員などの一時避難場所を確保する
- ・自社内で一時避難所を確保できない場合は、近隣の事業所間で協定を締結するなどにより避難所を確保する
- ・従業員等に対する、津波に対する備えの普及啓発・防災教育を推進する
- ・津波警報発令時における、事業所の緊急措置を定め迅速な避難を促進する

## 主な修正点

### 【東日本大震災を踏まえた改定】

#### ◆第 2 章第 2 節 自衛防災組織、共同防災組織等

→自衛防災組織の業務内容に津波警報発令時の役割を追加

#### ◆第 3 章

##### ・第 1 節 特別防災区域における想定災害

→津波により石油タンク、高圧ガス容器等の流失する災害を追加

##### 第 3 節 異常な自然現象により想定される災害

→暫定的な被害想定として、津波の高さをこれまで（平成 17 年想定）の 2 倍とした想定を追加

#### ◆第4章

##### ・第3節 自然災害予防対策の推進

###### 第2 津波災害予防対策 1 特定事業者の措置

→被害軽減措置の検討、津波時の緊急措置基準の整備、津波時の緊急時対策の習熟などを行うこととした

##### ・第5節 防災施設・資機材等の整備

###### 第1 特定事業者の対策

→ 一時避難施設などに関する整備を追加

##### ・第6節 防災教育及び防災訓練の実施

###### 第1 防災教育 1 特定事業者における防災教育

→地震だけでなく津波についても対応した記載に変更

#### ◆第5章第6節 自然災害応急活動

##### 第2 津波災害応急活動 1 特定事業者の措置

→津波警報発令時は各計画における緊急措置が優先することを追加

#### ◆第7章

##### ・第1節 総則

→特定事業所以外のその他事業所についても、津波に対する防災の必要性を踏まえ津波避難計画を作成する

##### ・第3節 地震・津波防災上必要な予防対策

###### 第1 特定事業所等の措置 1、2、9項

###### 第2 防災関係機関の措置

###### 第3 防災教育及び訓練に関する事項 3、5及び6項

###### 第4 啓発及び広報に関する事項 3項

→地震だけでなく、津波についても対応した記載に変更

###### 第4 啓発及び広報に関する事項 8項

→特定事業所等が行う避難協力への支援を追加

##### ・第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

→避難地を避難地（一時避難所等を含む）に変更

##### ・第5節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

###### 第3 堺泉北臨海地区からの円滑な避難の確保

→ 堺泉北臨海地区だけでなく、他の3地区（大阪北港地区、関西国際空港地区及び岬地区）についても記載。

##### ・第6節 地震発生時の応急対策

###### 第1 特定事業所等の措置

→津波警報発令時は各計画における緊急措置が優先することを追加

#### 【その他】

- ◆特別防災区域の概況（第1章第5節）、防災本部（第2章第1節）、気象情報の伝達経路（第5章第3節）、等の時点修正